

在クライストチャーチ出張駐在官事務所・仮事務所設置のお知らせ

平成23年3月23日

2月22日に発生した地震により、在クライストチャーチ出張駐在官事務所が入居していたビルは大きな損傷を受け、現在も立ち入りが禁止されています。このため、同事務所は、従来の場所での領事サービスのお取り扱いが出来なくなっており、在留邦人の皆様には大変ご不便をおかけしております。

この度、クライストチャーチ市内に仮の事務所を設置し、3月24日より、下記の要領にて一部領事業務を再開しますので、お知らせ致します。

なお、旅券（パスポート）および査証（ビザ）の発給については、現在のところ同駐在官事務所ではお取り扱いできませんので、別途お知らせするまでの間、ウェリントンの日本国大使館に申請して頂くようお願い致します。

クライストチャーチ駐在官事務所であつていた全ての領事サービスを早期に皆様にご提供できるよう、今後段階的に進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

・仮事務所の所在地：

ハートランド・ホテル・コッツウォルド 810号室

Consular Office of Japan (Temporary Office)

Room #810, Heartland Hotel Cotswold

88-96 Papanui Road, Christchurch 8540

（郵便あて先：PO Box 13-748 Christchurch 8141）

・電話番号：03-366-5680, 03-366-0867

・FAX：03-365-3173

・電子メール：cojchc@jpncon.org.nz

・執務時間外の緊急案件、旅券および査証に関する連絡先：日本国大使館（ウェリントン）
04-473-1540

・仮事務所の領事事務受付時間：月曜日～金曜日 09:30～12:00, 14:00～16:00（予め指定さ

れた休館日を除く)

・仮事務所が取り扱う業務の内容は次のとおりです。

- 1 在留証明書, 署名証明書, 警察証明書等の証明書の申請・発給
- 2 帰国のための渡航書の申請・発給
- 3 出生, 婚姻, 離婚等の戸籍・国籍関係書類の受付
- 4 在外選挙人登録やその変更の受付・交付
- 5 その他の業務(旅券, 査証を除く)については, ご来館の前にお問い合わせください。